様式第1号(第4条関係)

建設工事入札参加資格審査申請書(特定建設工事共同企業体)

　　年　　月　　日

（あて先）紀の川市長

特定建設工事共同企業体の名称

|  |  |
| --- | --- |
| 共同企業体構成員 | 所在地商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社印代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　 |
| 共同企業体構成員 | 所在地商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社印代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　 |
| 上記代表者 | 所在地商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社印代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　 |

このたび連帯責任によって、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)を代表者とする特定建設工事共同企業体を結成したので、競争入札参加資格の審査を次のとおり特定建設工事共同企業体協定書及び別冊指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

　　　　平成30年度　紀生環工　第1号　粉河クリーンセンター施設解体工事

様式第2号(第4条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1)　紀の川市発注に係る平成30年度　紀生環工　第1号　粉河クリーンセンター施設解体工事 (当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、「建設工事」という。)の請負

(2)　前号に附帯する事業

(名称)

第2条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体 (以下、「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条　当企業体は、平成　年　月　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することが出来ない。

2　建設工事を請け負うことが出来なかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所　在　地

商号又は名称

所　在　地

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

2　金銭以外のものによる出資については、時価をしんしゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　とし、同共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が連帯して建設工事を完成する。

3　第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3　第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用する。

(代表者の変更)

第17条の2　代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員が共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　外1社は、上記のとおり、特定建設工事共同企業体協定を

締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、構成員それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

　　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第3号(第4条関係)

委任状

　年　月　日

（宛　先）紀の川市長

所在地

商号又は名称　　　　　　　　　　　　社印

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

私は、次の者を代理人と定め、　　　年　月　日から　　　年　月　日まで、下記の権限を委任します。

所在地

受任者　　役職名

氏名

記

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体に係る

|  |  |
| --- | --- |
| 1　特定建設工事共同企業体協定の締結に関すること。2　特定建設工事入札参加資格審査申請に関すること。3　入札及び見積もりに関すること。4　契約の締結に関すること。5　工事の施工に関すること。6　代金の請求及び受領に関すること。7　復代理人の選任に関すること。 | 　 |
| 受任者使用印 |
| 　 |
| 　 |